

議 題

《 報 告 事 項 》

- 1 令和6年能登半島地震への支援について (都市政策部都市基盤室)
- ・ 目 的 被災地への支援を迅速かつ的確に行うための1次情報を収集し、今後の被災地支援に活かすため
 - ・ 日 時 令和6年1月4日(木) 16:00 出発
 - ・ 派遣先 石川県羽咋市、輪島市、珠洲市その他近隣自治体
※阪神・淡路大震災の際に応援いただき、人的被害の大きかった自治体を中心に先遣隊を派遣します。
 - ・ 派遣者数 防災安全課職員 3名
 - ・ 派遣期間 本日より2泊3日を予定
※状況によっては、延長します。
 - ・ そ の 他 上記3自治体に見舞状及び見舞金目録を持参します。
今後の市の被災地支援については、県等からの要請や先遣隊からの報告をもって迅速に実施していきます。

令和6年能登半島地震による被害及び 消防機関等の対応状況（第12報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

令和6年1月4日（木）7時00分
消防庁災害対策本部
※下線部は前回からの主な変更点

1 地震の概要（気象庁情報）

- (1) ①発生日時 令和6年1月1日16時06分頃
②最大震度 震度5強 石川県：珠洲市
- (2) ①発生日時 令和6年1月1日16時10分
②最大震度 震度7 石川県：志賀町
- (3) ①発生日時 令和6年1月1日16時18分頃
②最大震度 震度5強 石川県：七尾市、穴水町
③津波の状況
《大津波警報》
・令和6年1月1日 16時22分発表 石川県能登
→20時30分 津波警報へ切り替え 石川県能登
《津波警報》
・令和6年1月1日 16時22分発表 山形県、新潟県上中下越、佐渡、富山県、石川県加賀、
福井県、兵庫県北部
20時30分発表 石川県能登
→1月2日 1時15分 津波注意報へ切り替え
→1月2日 10時00分 発表されていた津波注意報は全て解除
- (4) ①発生日時 令和6年1月1日16時56分頃
②最大震度 震度5強 石川県：穴水町
- (5) ①発生日時 令和6年1月1日17時22分頃
②最大震度 震度5弱 石川県：珠洲市
- (6) ①発生日時 令和6年1月1日18時03分頃
②最大震度 震度5弱 石川県：珠洲市
- (7) ①発生日時 令和6年1月1日18時08分頃
②最大震度 震度5弱 石川県：珠洲市
- (8) ①発生日時 令和6年1月1日18時40分頃
②最大震度 震度5弱 石川県：志賀町
- (9) ①発生日時 令和6年1月1日20時35分頃
②最大震度 震度5弱 石川県：志賀町
- (10) ①発生日時 令和6年1月2日10時17分頃
②最大震度 震度5弱 石川県：穴水町

- (11) ①発生日時 令和6年1月2日17時13分
 ②最大震度 震度5強 石川県：志賀町
- (12) ①発生日時 令和6年1月3日 2時21分
 ②最大震度 震度5強 石川県：珠洲市
- (13) ①発生日時 令和6年1月3日10時54分
 ②最大震度 震度5強 石川県：輪島市

2 被害の状況

(1) 人的被害・住家被害

都道府県	人的被害						住家被害						
	死者		行方不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部破損	合計
	人	<small>うち災害関連死者</small> 人		重傷	軽傷	小計							
新潟県				1	25	26	26	1	10			409	420
富山県				3	33	36	36	2				7	9
石川県	73			25	153	178	251	146	20	6	5	29	206
福井県					6	6	6					45	45
岐阜県					1	1	1						
大阪府					2	2	2						
兵庫県					2	2	2						
合計	73			29	222	251	324	149	30	6	5	490	680

※石川県の公表情報において「多数」又は「確認中」と表記されている情報等は本表に反映していない

《死者の内訳》

【石川県】七尾市5人、輪島市39人、珠洲市23人、羽咋市1人、志賀町1人、穴水町2人、能登町2人

(2) 火災の発生状況（住家等）

【富山県】高岡市において、火災が発生し高岡市消防本部が活動を実施

→鎮火済み

【石川県】金沢市において、火災が発生し金沢市消防局が活動を実施

→鎮火済み

七尾市において、建物火災が発生し七尾鹿島消防本部が活動を実施

→鎮火済み

輪島市において、火災が発生し奥能登広域圏事務組合消防本部が活動中

→鎮圧判断

珠洲市において、火災が発生し奥能登広域圏事務組合消防本部が活動を実施

→鎮火済み

能登町において、建物火災が発生し奥能登広域圏事務組合消防本部が活動を実施

→鎮火済み

(3) 重要施設の被害

【新潟県】上越市の石油コンビナート等特別防災区域内において、小規模な火災が発生

→鎮火済み

3 避難指示等の発令状況

都道府県	警戒レベル5					警戒レベル4				
	緊急安全確保					避難指示				
	市	町	村	世帯	人数	市	町	村	世帯	人数
石川県						1	1		49	50
合計						1	1		49	50

4 災害対策本部を設置した都道府県

【山形県】	1月1日	16時22分	災害対策本部	設置
【新潟県】	1月1日	16時10分	災害対策本部	設置
【富山県】	1月1日	16時10分	災害対策本部	設置
【石川県】	1月1日	16時06分	災害対策本部	設置
【福井県】	1月1日	16時22分	災害対策本部	設置

5 地元消防機関等の対応状況

(1) 陸上部隊の対応状況

【石川県】金沢市消防局

救急情報9件、救助出動4件、火災件数6件
 奥能登広域圏事務組合消防本部
 救急情報156件、救助出動221件、火災件数2件
 羽咋郡市広域圏事務組合消防本部
 救急搬送21件、救助出動3件4人、火災情報なし
 七尾鹿島消防本部
 救急情報64件、救助出動11件12名、火災情報2件

(2) 航空部隊の対応状況

【石川県】

1月2日	7時06分	石川県防災ヘリにより情報収集の活動を実施
	14時05分	石川県防災ヘリにより救急活動(1人)を実施
1月3日	7時07分	石川県防災ヘリにより救急活動(5人)を実施
	10時09分	石川県防災ヘリにより救急活動(1人)を実施

6 緊急消防援助隊及び石川県内消防応援隊の活動状況（詳細は別紙のとおり）

(1) 緊急消防援助隊の活動規模

（令和6年1月4日時点）

被災県	指揮支援部隊	都道府県 大隊	航空部隊	水上小隊	合計
石川県	(統括指揮支援隊) 名古屋市消防局 (1隊5人) (指揮支援隊) 新潟市消防局 (1隊5人) 京都市消防局 (1隊5人) 大阪市消防局 (1隊5人)	福井県 群馬県 新潟県 岐阜県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県	(航空指揮支援) 長野県 (航空後方支援) 滋賀県 (航空小隊) 群馬県 埼玉県 富山県 岐阜県 三重県 和歌山県 東京消防庁 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市	新潟県	18都府県 552隊 (ヘリ18機含む) 2,080人
新潟県			(航空小隊) 東京消防庁		1都 1隊 4人

(2) 緊急消防援助隊及び石川県内消防応援隊の救急・救助の人員の実績

令和6年1月3日までに、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援隊の活動により、計46人を救助、66人を救急搬送している。

（令和6年1月4日 6時時点の暫定値）

日時	活動隊	活動内容	救助人員 (人)	搬送人員 (人)	場所 (市町村)
1月2日	大阪府大隊	救助	1	—	輪島市
	愛知県大隊	救助	1	—	輪島市
	新潟県大隊	救助	1	—	能登町
	群馬県大隊	救急	—	7	志賀町
	新潟県大隊	救急	—	8	志賀町
	岐阜県大隊	救急	—	7	志賀町
	和歌山県大隊	救急	—	6	志賀町
	愛知県大隊	救急	—	2	輪島市
	福井県大隊	救急	—	1	珠洲市
	大阪市消防局航空隊	救急	—	4	珠洲市
	群馬県航空隊	救急	—	5	輪島市
	三重県航空隊	救急	—	2	輪島市
	石川県内消防応援隊	救助	7	—	輪島市等
	石川県内消防応援隊	救急	—	8	輪島市等
小計			10	50	—
1月3日	福井県大隊	救助	5	—	珠洲市
	滋賀県大隊	救助	1	—	珠洲市

	京都府大隊	救助	1	—	珠洲市
	大阪府大隊	救助	4	—	輪島市
	京都府・滋賀県大隊	救助	1	—	珠洲市
	愛知県大隊	救急	1	12	輪島市
	富山県航空隊	救助	4	—	輪島市
	三重県航空隊	救助	1	—	輪島市
	名古屋市消防局航空隊	救助	1	—	輪島市
	大阪市消防局航空隊	救急	—	2	能登市
	神戸市消防局航空隊	救急	—	1	珠洲市
	石川県内消防応援隊	救急	—	1	穴水町
	石川県内消防応援隊	救助	17	—	輪島市等
小計			36	16	—
合計			46	66	—

7 消防庁の対応

- 1月1日 16時06分 国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部を設置（第2次応急体制）
- 16時08分 震度5強を観測した石川県に対し適切な対応及び被害報告について要請
- 16時10分 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第3次応急体制）
- 1月2日 東京消防庁の消防ヘリコプター等で消防庁職員10人を石川県に向け派遣
- 1月3日 消防庁職員1人を石川県輪島市に向け派遣

問い合わせ先
 消防庁災害対策本部 広報班
 TEL 03-5253-7513

【石川県】

1月1日 石川県消防相互応援協定に基づき、金沢市消防局、小松市消防本部、加賀市消防本部、能美市消防本部及び白山野々市広域消防本部が救助活動等を開始

- 16時30分 消防庁長官からの緊急消防援助隊出動の求め
- 17時30分 消防庁長官から以下の都道府県及び市に対して出動の指示
 【統括指揮支援隊】
 愛知県（名古屋市消防局）
 【指揮支援隊】
 京都府（京都市消防局）、大阪府（大阪市消防局）
 【都道府県大隊】
 岐阜県、愛知県
 【航空小隊】
 富山県、名古屋市、京都市、大阪市
- 17時32分 富山県防災ヘリにより、情報収集等の活動を実施
- 18時08分 消防庁長官から以下の都道府県及び市に対して出動の指示（増隊調整中）
 【指揮支援隊】
 新潟県（新潟市消防局）
 【都道府県大隊】
 新潟県、福井県、滋賀県、大阪府、奈良県
- 18時35分 京都市消防局の消防ヘリで京都市消防局の指揮支援隊が石川県に向け出動
- 18時56分 名古屋市消防局の消防ヘリで名古屋市消防局の統括指揮支援隊が石川県に向け出動
- 19時03分 消防庁長官から以下の都道府県に対して出動の指示
 【航空指揮支援】
 長野県
 【航空後方支援】
 滋賀県
- 19時15分 消防庁長官から以下の都道府県及び市に対して出動の指示
 【都道府県大隊】
 群馬県、静岡県、京都府、和歌山県
- 19時20分 消防庁長官から東京都（航空小隊）に対して出動の指示
- 19時25分 大阪市消防局の消防ヘリで大阪市消防局の指揮支援隊が石川県に向け出動
- 1月2日
- 1時00分 消防庁長官から新潟県（水上小隊（消防艇））に対して出動の指示
- 4時44分 自衛隊ヘリにより大阪市消防局、京都市消防局及び新潟市消防局の指揮支援隊を被災市町村へ人員輸送
- 5時00分 消防庁長官から以下の都道府県及び市に対して出動の指示
 【航空小隊】
 群馬県、埼玉県、三重県、横浜市、神戸市
- 5時30分 消防庁長官から川崎市（航空小隊）に対して出動の指示
- 7時03分 富山県防災ヘリにより情報収集の活動を実施
- 8時06分 名古屋市消防局の消防ヘリにより救急活動（医師搬送4人）を実施
- 8時55分 大阪市消防局の消防ヘリにより救急活動を実施
- 9時25分 三重県防災ヘリにより情報収集の活動を実施
- 10時43分 新潟県の水上小隊（消防艇）が石川県に向け出動
- 10時58分 群馬県防災ヘリにより救急活動を実施
- 12時14分 名古屋市消防局の消防ヘリにより人員輸送（6人）を実施
- 12時56分 岐阜県大隊が能登町で救助活動を開始
- 12時34分 川崎市消防局の消防ヘリにより人員輸送（5人）を実施
- 13時05分 大阪市消防局の消防ヘリにより人員輸送（5人）を実施
- 13時11分 三重県防災ヘリにより救急活動を実施

- 13時20分 東京消防庁の消防ヘリにより人員輸送（16人）を実施
- 13時34分 群馬県防災ヘリにより救急活動を実施
- 13時35分 新潟県大隊が能登町で救助活動を開始
- 14時00分 大阪府大隊が輪島市で救助活動を開始
- 14時15分 愛知県大隊が輪島市で救助活動を開始
- 14時45分 海自艇により人員輸送（福井県隊18人及び滋賀県隊23人）を実施
- 15時15分 和歌山県大隊、岐阜県大隊、群馬県大隊、新潟県大隊が志賀町で救急活動を実施
- 15時07分 名古屋市消防局の消防ヘリにより資機材搬送を実施
- 15時40分 大阪市消防局の消防ヘリにより救急活動を実施
- 16時05分 新潟県大隊により能登町で救助活動を実施
- 16時53分 愛知県大隊が輪島市で救助活動を実施
- 17時00分 岐阜県大隊、新潟県大隊が能登町での救助活動終了、引揚
- 18時20分 群馬県大隊が七尾市で避難誘導を実施

1月3日

- 6時00分 大阪府大隊が輪島市で救助活動を実施
- 7時07分 石川県防災ヘリにより救助活動を実施
- 7時55分 富山県防災ヘリにより救助活動を実施
- 8時00分 福井県大隊が珠洲市で救助活動を実施
- 8時10分 大阪市消防局の消防ヘリにより救急活動を実施
- 8時16分 愛知県大隊が輪島市で救急活動を実施
- 9時00分 滋賀県大隊が珠洲市で救助活動を実施
- 9時06分 三重県防災ヘリにより救急活動を実施
- 9時15分 京都府大隊が珠洲市で救助活動を実施
- 11時05分 大阪市消防局の消防ヘリにより救急活動を実施
- 11時08分 東京消防庁の消防ヘリにより物資輸送を実施
- 11時25分 新潟県の水上小隊（消防艇）が珠洲市（見附島等）の情報収集を実施
- 11時30分 名古屋市消防局の消防ヘリにより救助活動を実施
- 12時00分 奈良県大隊が輪島市で救助活動を開始
- 13時13分 神戸市消防局の消防ヘリにより救急活動を実施
- 16時25分 群馬県大隊が七尾市での避難誘導を終了し、引揚

【新潟県】

- 1月2日 10時45分 東京消防庁の消防ヘリにより情報収集の活動を実施



1月1日 22時00分公表

令和6年1月1日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県、富山県、石川県及び福井県は35市11町1村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
4県合計		35	11	1	47

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【新潟県】</p> <p><u>新潟市</u> (にいがたし)</p> <p><u>長岡市</u> (ながおかし)</p> <p><u>三条市</u> (さんじょうし)</p> <p><u>柏崎市</u> (かしわざきし)</p> <p><u>加茂市</u> (かもし)</p> <p><u>見附市</u> (みつけし)</p> <p><u>燕市</u> (つばめし)</p> <p><u>糸魚川市</u> (いといがわし)</p> <p><u>妙高市</u> (みょうこうし)</p> <p><u>五泉市</u> (ごせんし)</p> <p><u>上越市</u> (じょうえつし)</p> <p><u>佐渡市</u> (さどし)</p> <p><u>南魚沼市</u> (みなみうおぬまし)</p> <p><u>三島郡出雲崎町</u> (さんとうぐんいずもざきまち)</p> <p>【富山県】</p> <p><u>富山市</u> (とやまし)</p> <p><u>高岡市</u> (たかおかし)</p> <p><u>氷見市</u> (ひみし)</p> <p><u>滑川市</u> (なめりかわし)</p> <p><u>黒部市</u> (くろべし)</p> <p><u>砺波市</u> (となみし)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>小矢部市 (おやべし)</p> <p>南砺市 (なんとし)</p> <p>射水市 (いみずし)</p> <p>中新川郡舟橋村 (なかにかわぐんふなはしむら)</p> <p>中新川郡上市町 (なかにかわぐんかみいちまち)</p> <p>中新川郡立山町 (なかにかわぐんたてやままち)</p> <p>下新川郡朝日町 (しもにかわぐんあさひまち)</p> <p>【石川県】</p> <p>金沢市 (かなざわし)</p> <p>七尾市 (ななおし)</p> <p>小松市 (こまつし)</p> <p>輪島市 (わじまし)</p> <p>珠洲市 (すずし)</p> <p>加賀市 (かがし)</p> <p>羽咋市 (はくいし)</p> <p>かほく市 (かほくし)</p> <p>白山市 (はくさんし)</p> <p>能美市 (のみし)</p> <p>河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)</p> <p>河北郡内灘町 (かほくぐんうちなだまち)</p> <p>羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち)</p> <p>羽咋郡宝達志水町 (はくいぐんほうだつしみずちょう)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
鹿島郡中能登町 (かしまぐんなかのとまち) 鳳珠郡穴水町 (ほうすぐんあなみずまち) 鳳珠郡能登町 (ほうすぐんのとちよう) 【福井県】 福井市 (ふくいし) あわらし (あわらし) 坂井市 (さかいし)	1月1日	令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

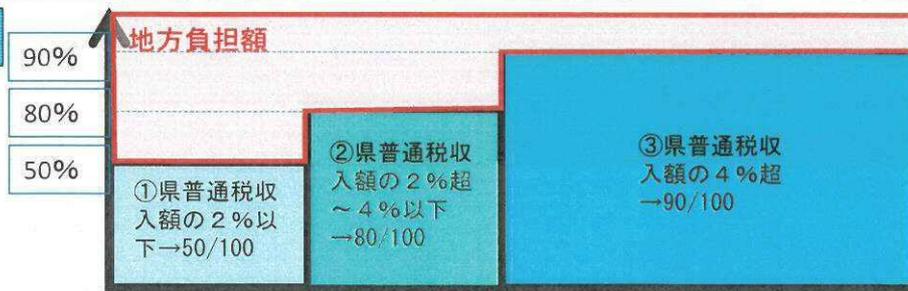
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円